障がい者等を支援する団体等による生野区役所正面玄関横スペースの目的外使用にかかる募集要項

1　募集目的

身体障害者福祉法第 22 条に定める趣旨に基づき、障がいのある方々の社会参加と自立の促進に資すること等を目的として、障がい者等を支援する団体等による物品等の販売のために生野区役所正面玄関横スペースの使用を希望する団体等を募集します。

2　使用許可物件

⑴　所在地　　大阪市生野区勝山南３丁目 40 番 17
（住居表示）大阪市生野区勝山南３丁目１番 19 号
⑵　名称　　生野区役所
⑶　面積　　３㎡
⑷　使用部分　生野区役所１階（詳細は位置図のとおり）

3　使用条件

⑴　許可期間　　令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで
⑵　使用許可枠　20 枠（使用許可枠の詳細は別紙のとおり）
⑶　使用料等　　障がい者等の自立支援のため、使用料及び保証金は免除
（ただし、団体等の運営状況等により、使用料等の免除ができない場合がある。）
⑷　販売品目　　雑貨、食料品、その他の物品等で、本市が認めるもの
（除外品の一例）酒類、たばこ、危険物等、庁舎内で販売することがふさわしくないもの
⑸　販売方法　　対面販売を基本とし、自動販売機の設置等は不可とする。また、無関係の第三者に運営の委託、スペースの貸付け等を行ってはならない。

4　応募要件

応募が可能な団体等は、次の要件をすべて満たす障がい福祉サービス団体等とします。

⑴　大阪市生野区内に所在地がある団体等であること。
⑵　設営、撤収及び販売時のトラブル等は、自己の負担と責任において対応すること。また、本件リスクに対応する保険には必ず加入しておくこと。
⑶　使用時間内において、原則、利用者１名は必ず販売員として活動していること。
⑷　今回募集する使用期間を通じて出店可能であること。
※短期間の出店を前提とした応募は認められません。また、出店サイクルは１週間で一巡しますので、最低でも１週間に１回は使用することが許可の条件となります。
⑸　行政財産の目的外使用許可にかかる大阪市福祉局の副申が発行される団体等であること。

5　応募手続き

使用を希望する団体等は、提出期限までに応募申込書（様式Ａ）を提出してください。

⑴　提出期限

令和８年 12 月９日（水）必着　※持参の場合は午後５時まで

⑵　提出先

大阪市生野区役所総務課（庁舎管理担当）

〒544－8501　大阪市生野区勝山南３丁目１番 19 号

電話：06－6715－9625

6　使用枠の決定方法

⑴　上記５の応募申込書を提出した団体等で、抽選会への到着順に優先順位決定のくじを引くための順番を決める予備くじを行います。

⑵　予備くじの順に優先順位決定のくじを行います。

⑶　優先順位の順に１～20 の使用枠のうち、希望する枠を申し出ます。

⑷　すべての使用枠が決定するまで、⑵、⑶を繰り返し行います。

7　抽選会

使用枠決定抽選会の開催日時等は次のとおりです。

⑴　日時　**令和８年 12 月 17 日（木）午前 10 時**

⑵　場所　生野区役所　５階５０２会議室

※抽選会への案内状は送付しませんので、応募申込書を提出した団体等は、上記日時に直接抽選会場へお越しください。

※抽選会に参加しない団体等は応募を辞退したものと取扱わせていただきます。

※上記の決定は、あくまでも使用を希望する団体等と曜日・時間帯の使用枠を決定するものであり、実際に使用するためには使用枠の決定後に目的外使用許可申請書類を提出し、目的外使用許可書の交付を受ける必要があります。

8　目的外使用許可の手続き

上記７で決定した使用枠で使用を希望する団体は、提出期限までに次の書類を提出してください。

※提出期限：令和８年 12 月 24 日（木）【締切厳守】

⑴　行政財産使用許可申請書【様式１】

⑵　減免申請書【様式２】

⑶　行政財産の目的外使用許可にかかる副申の発行について（依頼）【様式３】

⑷　販売物品申請書【様式４】

※使用料及び保証金が免除の場合、資格証明等の挙証資料を別途提出していただく場合があります。

（例）法人の場合は登記簿謄本（申請日前６ヶ月以内に発行されたもので写しでも可。）及び定款・寄付行為等、前年度の収支状況のわかる資料（収支報告書、決算書等）

9　目的外使用許可の取り消し又は変更

次の場合には、目的外使用許可を取り消し又は変更します。

⑴　本市において使用物件を公用又は公共用のために必要とする場合。

⑵　使用者が目的外使用許可書の各条項に違反したとき。
⑶　不正の手段によって目的外使用許可を受けたとき。
⑷　目的外使用許可後、正当な理由なく使用しないとき。
⑸　その他、本市が不適当と認めるとき。

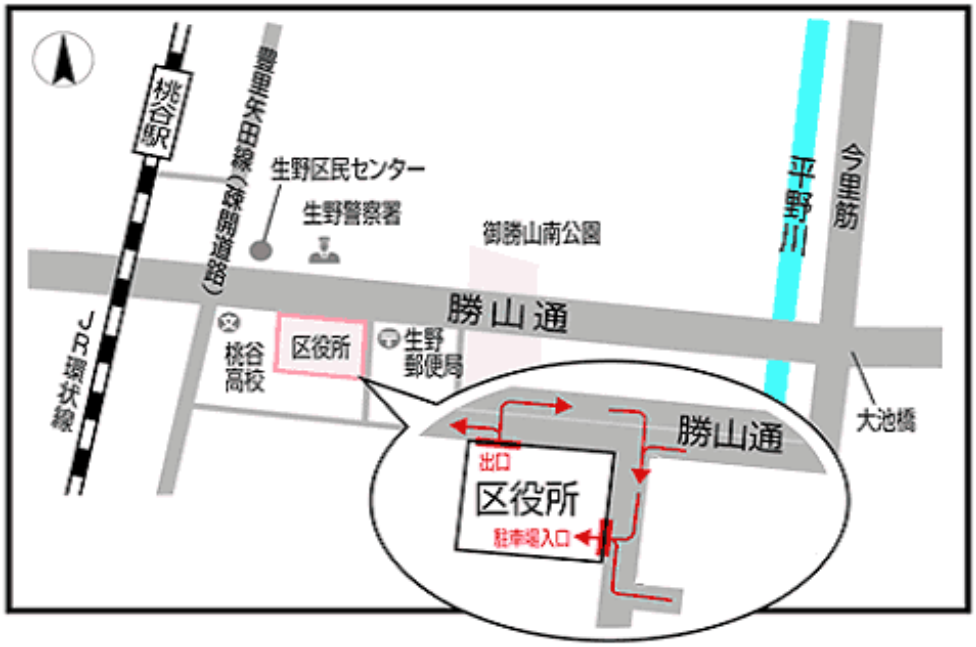
10　その他留意事項等

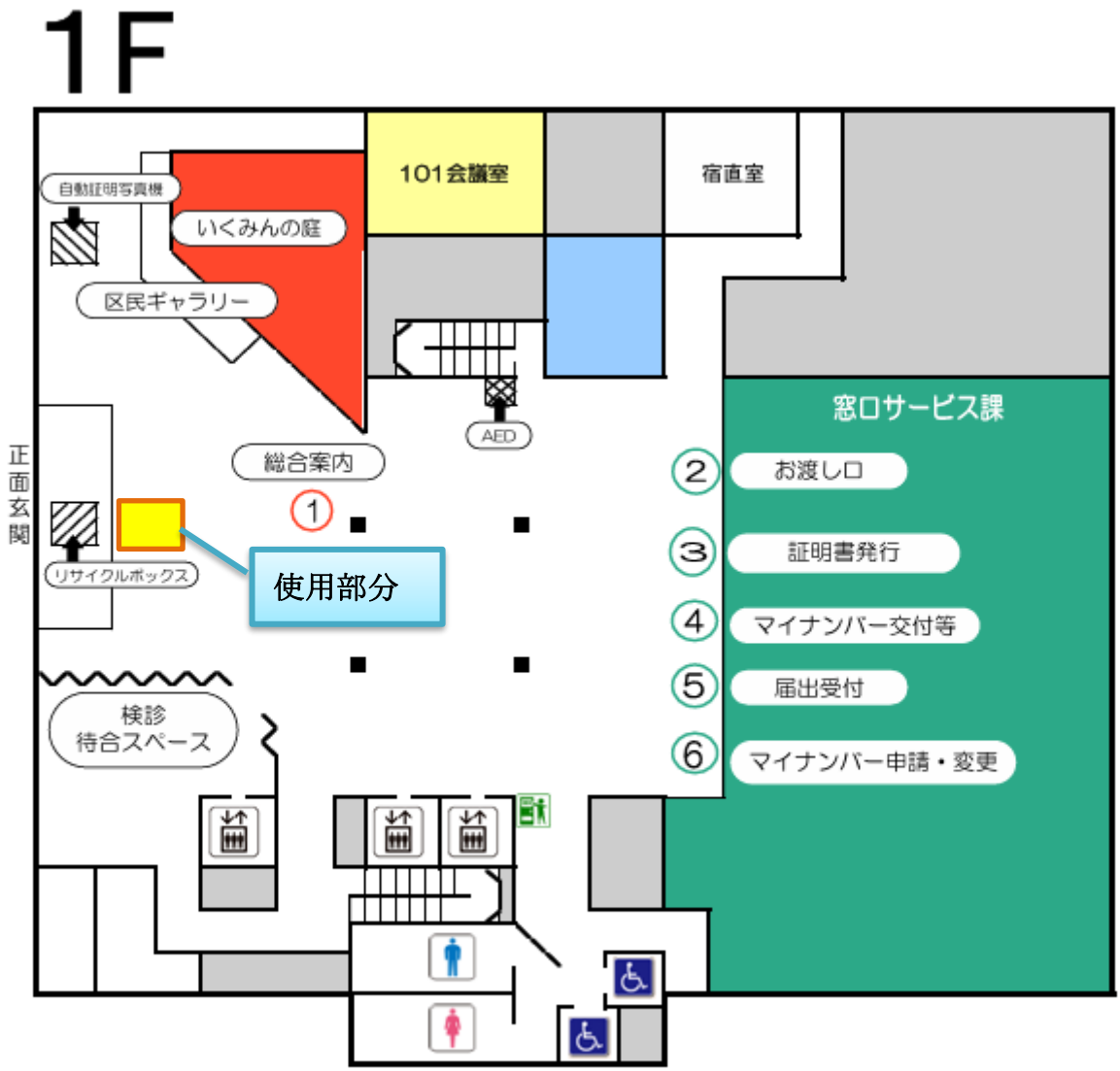
⑴　使用に際し、各種関係法令等を遵守すること。また、食料品を取り扱う場合は、特に衛生管理に注意すること。
⑵　この要項に定めのない事項、又は疑義がある事項については、すべて本市の決定するところによる。

11　問合せ先

大阪市生野区役所総務課（庁舎管理担当）
〒544－8501　大阪市生野区勝山南３丁目１番 19 号
電話：06－6715－9625

位置図





拡大図

（いずれかを使用する）

